



あんぽなしニュース

第1号



安保法制違憲訴訟やまなし

会長 椎名慎太郎 / 事務局長 金野 奉晴 連絡先 0551-46-2359 tk0612@plum.plala.or.jp URL: https://anponashi.jimdo.com/

山梨県でも違憲訴訟の会 旗揚げ

原告または賛同人としてご参加を!

昨年四月、違憲訴訟の会が六三〇名を超える弁護士を中心に発足、それを機に、各地で燎原の火のように「違憲訴訟の会」が旗揚げされ、今もその火は燃え広がっています。

山梨県でも、去る十一月二十九日、「安保法制違憲訴訟やまなし」が憲法学者・小林節氏の激励講演にはげまされ、敷島文化会館で産声をあげました。(注一)

憲法八十一条では最高裁に「違憲立法審査権」を認めているにもかかわらず、日本の従来の裁判では「具体的権利侵害が起こる事件性」が必要であるとし、違憲審査を避けてきました。そこで、「違憲訴訟の会」では、二つの裁判を起こしています。

①安保法制にもとづく自衛隊の出動を許さない差し止めを求める訴訟

②安保法制によって平和的生存権が侵害されることにより精神的に傷ついたのでその損害の賠償を求める国家賠償訴訟
戦争のない七十年を空気のよりに支えてきた日本国憲法第九

条は、今危機に瀕しています。

一方憲法十二一条は、「憲法の保障する自由及び権利は国民の不断の努力によって保持しなければならぬ」と謳っています。

かけがえのない「平和的生存権」を守るため、あなたのできる「努力」で憲法九条に風を送り、「あんぽなし」(注二)を支えてくださるよう心から訴えます。

(注一) 設立総会で採択された趣意書は裏面をご覧ください。

(注二)「あんぽなし」とは、「安保法制違憲訴訟やまなし」の愛称、略称です。「安保無し」の思いも込め、山梨の梨もイメージしました。

現在原告五一名 五〇〇名を目指しています

会長 椎名慎太郎さん

(山梨学院大学名誉教授)



安保法制違憲訴訟の意義として私は沖繩の人々にエールを送るといふ側面があると考えています。米軍基地の大半を引き受けている沖繩の人々。とりわけ辺野古の、そして高江の状況。戦争を無くす。米軍基地を無くす。安保法制違憲訴訟には多くの思いが込められています。(談)

事務局長 金野奉晴さん

(平和活動家、歌声カフェ主宰)



権力の暴走に歯止めをかける憲法。その憲法が時の権力者たちによって踏みじられていく現状に異議を唱えなくてどうするか?

この極めて根源的な問いに対する答えが今回の訴訟行動です。事務局は縁の下の力持ちとなつて原告募集を山梨県全域に広め、原告五百名を目指します。(談)

原告、賛同人になるには(原告費用5千円、賛同人一口500円(何口でも可))

- * 原告は、山梨県内に住民票のある方のみが対象です。
- * 賛同人はどなたでもなれます。

次の方法で申し込みを行ってください。

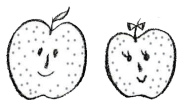
- ①「あんぽなし」のHP <https://anponashi.jimdo.com/> にアクセスし、申込書をダウンロード、書式に従って記入し、事務局に送付。原告費用 / 賛同金は所定の口座に振り込みます。
- ② パソコンをお使いにならない方は、事務局にお電話あるいはファックスで申込書のご請求をお願いします。

事務局
住所 408-0003 山梨県北杜市高根町東井出 1802-1
安保法制違憲訴訟やまなし 事務局 (金野)
電話 / ファックス 0551-46-2359 携帯 080-5499-0612
メール tk0612@plum.plala.or.jp

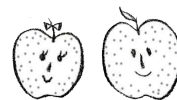
一二月に自衛隊が南スーダンに派遣されてから毎日、ニュースを見るのが怖くて胸がどきどきしています。▼もしかしたら、自衛隊の若者が戦闘に巻き込まれて殺されたのではないかと? その思いは派遣された隊員の家族にとってはどれ程のものでしょうか?▼憲法九条を解釈変更して簡単に若者を戦場に送った安倍政権を絶対に許すことはできません。▼だから私は原告として頑張りたいのです。それが今、私にできること。(山)



あんぽなしカフェ



安保法制違憲訴訟やまなし設立趣意書



2015年9月19日、かつてない安保法制強行成立の暴挙から1年、今全国各地で市民による安保法制違憲・国家賠償請求訴訟が起こされています。

昨年提起された「戦争法反対」署名は1年を経過してなお増え続け、1580万筆を超え、安保法制による自衛隊の出動等に対する「差し止め訴訟」も提起されるなど、立憲主義と憲法を守る活動は、法曹界の内外で活発になっています。

そもそも2014年7月の「集団的自衛権行使容認」の閣議決定、2015年9月17日の参院安保法制特別委員会での強行採決など一連の行政・立法機関による暴挙に政治が「待った」をかけられないなら、市民による強力な意思表示の行動しかありません。今、私達が裁判に訴えることをためらえば、次世代の市民から怠慢のそしりを免れることはできないでしょう。

もしこのまま安保法制を容認し続けるなら、いつ日本が他国の戦争に巻き込まれるかしのれない、まさに緊急事態です。そして「共謀罪」法制化の策動ももくろまれており、必ずや言論、表現、報道の自由が統制され、基本的人権も制限されそれを守ろうとする会合さえ「犯罪」とされかねません。情報も秘匿され知る権利をはじめ憲法が国民に保障している31項目にわたる権利及び自由はことごとく「公益および公の秩序」に反するとして隷属させられるでしょう。その時私達は目隠しをされたまま再び「戦争加害者への道」を歩まされるのです。憲法12条がうたっている通り、今まさに「憲法が保障する自由と権利を国民の不断の努力により保持」するため、可能なあらゆる手段をもって立ち上がるべき時ではないでしょうか。

こうした状況をふまえて私達はここ山梨でも裁判による闘いを開始することを決意し“安保法制違憲訴訟やまなし”を設立いたします。

2016年11月29日

「ミラム」 わたしの原告宣言

高橋正子（北杜市明野町）

「日本国民は法の下に平等である」
私が初めて憲法を意識したのは、小学生の時でした。平等という言葉が輝いていました。あれから六十年。「労働時間は一日八時間」「文化的生活ができる権利」「女性も男性と同じ賃金をもらえる権利」など、もうすぐ実現可能と思っていました。

しかし小泉政権あたりから、男女平等の名のもとに女性も深夜労働が当たり前になり、「カローシ」が国際語になり、人身事故により電車が遅れることが日常的になり、おやつ？と思うことが目につき始めました。それは私の願っていた事とは、別の社会でした。

強い者も弱い者も、障^が碍者も健常者も、女性も男性も、大人も子どもも総ての人間は同じ生存権があると、憲法の各条項に書かれています。しかし、いくら憲法に書かれていても、私達国民が学んで、主張して、裁判に訴えていくなどし続けなければ、簡単に「憲法の精神は壊される」という事を知りました。

このたび私が「安保関連法は憲法違反」の訴訟に参加したのは、このような考えに基づいています。憲法に

いくら良いことが書かれていても、絵に描いたもちになります。

「ちょっと待って、憲法にはどんなふうに書かれているの？」と立ち止まって確認しないと、憲法の精神は私たちの生活から奪われてしまいます。

若者を戦場に送らない。誰も殺人者にはさせない。みんなの命を守る。その願いを込めて、この訴訟に参加しました。

わたしの原告宣言

鴨田孝（北杜市高根町）

これは相手国に対する明らかな侵略であり、衝突により死者が出れば家族や関係者が悲しみ、怒りとなり日本でのテロの危険が増す。こんな理不尽な安保法制は完全な憲法違反であり、認められない。

また政府がその根拠とする「政府の四七年見解」の作成者、吉國法制局長官、他二名も「他国の防衛までやるとは九条をいかに読んでもそうは読めない」と当時の国会で答弁。今後、政府は自由に海外派兵するために国民の自由と権利を抑圧し、改憲を強行しようとするだろう。そのためにも大事な違憲訴訟だと思ふ。

